

議案第 1 1 7 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

別表第 1 の 5 の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務を追加すること等のため、この条例を制定するものである。